

大阪府吹田市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、平成29年11月1日現在における大阪府吹田市の行政区域とする。面積は3,609ヘクタールである。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、本促進区域には存在しない。

（地図）



（2）地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

① 地理的条件

吹田市は、大阪府の北西（北摂地域）に位置し、大阪市、箕面市、豊中市、摂津市、茨木市に隣接している。

市の北部は、北摂山系を背景としたなだらかな千里丘陵が占め、日本万博記念公園や千里ニュータウンに代表される、豊かな緑を持つ住宅都市という側面を有しており、他方で

南部は安威川、神崎川、淀川から運ばれた堆積物によって形成された平地が広がっており、企業等の集積地となっている。

また、市内には複数の鉄道や高速道路が走り、東海道新幹線・山陽新幹線のＪＲ新大阪駅や大阪国際空港へのアクセスが非常に高く、優れた交通利便性を有する地域でもある。

② 産業集積の状況

本市は、市内南部を中心として、江坂地域やＪＲ吹田駅の周辺地域、また神崎川の周辺地域等において多くの事業所の集積がある。

基幹産業は卸売業・小売業及び製造業であり、とくに食料品製造業においては製パンメーカーや、即席麺メーカー等、規模の大きい生産工場や全国トップシェア企業が集積している。さらに道路や鉄道の交通インフラが充実しているという強みにより、陸上運輸が発展し、複数の物流拠点が立地している。

また、市内で新たに事業を開始する起業者が非常に多く、平成２４年から平成２６年にかけての開業率が９．９１％と大阪府内の市においては最も高い。（平成２６年経済センサス基礎調査より。）

③ 教育機関や研究機関等

５大学（国立大学法人 大阪大学（以下「大阪大学」という。）、大阪学院大学、関西大学、千里金蘭大学、大和大学）が立地する全国でも有数の「大学のあるまち」である。各機関との間で、文化・教育・産業・まちづくり等の分野において、地域連携を推進する協定を締結している。

大阪大学では、国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「ＮＥＤＯ」という。）と連携して社会人技術者及び研究者を対象にＡＩ技術を活用して新たな事業・産業を創出する力を持つ即戦力人材を育成するための教育プログラム「ＡＩデータフロンティアコース」が実施されている。

関西大学は、先端科学技術推進機構を有し、「新物質・機能素子・生産技術」、「情報・通信・電子」、「生命・人間・ロボティクス」、「環境・エネルギー・社会」の４研究部門での研究が実施されている。

また、大阪大学、国立研究開発法人 国立循環器病研究センター（以下「国立循環器病研究センター」という。）、国立研究開発法人理化学研究所生命システム研究センター等、世界最高水準のバイオ・ライフサイエンス分野の研究機関等が立地している。

④ インフラの整備

市内にはＪＲ東海道本線、阪急千里線、大阪市営地下鉄御堂筋線等、６路線１５の鉄道駅や、西日本の鉄道貨物輸送の物流拠点である吹田貨物ターミナル駅が所在している。

また、名神高速道路、近畿自動車道、中国自動車道が吹田ジャンクションで結節する高速道路網を有す。

東海道新幹線と山陽新幹線を結ぶＪＲ新大阪駅や国内線の基幹空港である大阪国際空港が市域から１０キロメートル圏内に位置しており、大阪、京都、神戸等の関西主要都市だけでなく、東京をはじめとする国内主要都市へも素早いアクセスが可能である。

⑤ 人口の分布状況

人口は、374,468人であり、市内全域が人口集中地区である。（平成27年国勢調査より。）

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

吹田市は、6路線15の鉄道駅と吹田貨物ターミナル駅が所在し、吹田ジャンクションで結節する高速道路網を有し、非常にすぐれた交通利便性を誇る。それを活かした卸売業、小売業と運輸業、郵便業を中心とした産業が集積している。

製造業においては食品関連の大規模生産工場や全国規模のシェアを誇る企業が集積しているほか、医療製品や医薬品の製造・開発を担う企業も立地している。

本市の基幹産業を担う卸売業、小売業と製造業、市内産業の中で労働生産性が最も大きい運輸業、郵便業の成長を促進する。

また、本市に集積している大学や学術研究機関等では、IoT・AI、再生医療、ロボティクス等の先端技術の研究・産学連携による共同研究開発が盛んに行われている。

大学・研究機関の集積と盛んな研究・開発活動がもたらす知のポテンシャルの高さを生かし、産業界での活用や交流を促進し、最先端技術の発信とそれを活用したイノベーションを創出しながら双方の発展に努めていく。

本市には、大阪大学医学部附属病院等の数多くの医療機関に恵まれたまちであり、医療・福祉の事業所も多数立地しており、市内産業の中では高い付加価値額を創出している。今後、増大と多様化が予想されるヘルスケア産業等の分野に対するニーズに応え、付加価値の高いサービスの提供を促進する。

本市に商店街・小売市場は34あり、加盟店舗数は951店である。これらの商店街・小売市場は地域に根差し日常生活を支えるものとして定着しており、事業者や地域住民が交流を図ることのできる地域コミュニティの核としての機能を担っている。

商店街・小売市場が持つ地域コミュニティ機能の充実化を図り、特色のある卸売・小売分野の発展に努める。

こうした地域特性と戦略で、高い経済的波及効果をもたらし、成長への好循環を実現させていくことを目指す。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	361.8 百万円	—

(算定根拠)

- ・計画期間において1件あたりの平均67百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を4件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.35倍の波及効果を与え、計画期間を通して361.8百万円の付加価値を創出することをめざす。

- ・ K P I として、地域経済牽引事業の平均付加価値額、雇用増件数、新規事業件数を設定する。

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の 平均付加価値額	—	6 7 百万円	—
地域経済牽引事業の 雇用増	—	3 2 0 人	—
地域経済牽引事業の 新規事業件数	—	4 件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が 6 1 百万円（大阪府の 1 事業所あたり平均付加価値額（平成 2 4 年経済センサスー活動調査より）を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 当該事業所の地域経済牽引事業にかかる売上合計が開始年度比で 4 % 増加すること
- ② 当該事業所の地域経済牽引事業にかかる雇用者数合計が開始年度比で 5 % 増加すること

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

本基本計画において、重点促進区域は設定しない。

(2) 区域設定の理由

なし

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

なし

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① 食料品製造業や化学工業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ② 大学や学術研究機関等が有する I o T ・ A I 、バイオ等の先端技術を活用した成長ものづくり分野
- ③ 吹田ジャンクションや吹田貨物ターミナル駅等の交通インフラを活用した物流・卸売・小売分野
- ④ ヘルスケア産業等の集積を活用したヘルスケア分野
- ⑤ 旭通商店街や栄通り商店会等の活況な商店街・小売市場を活用した卸売・小売・サービス産業関連分野

(2) 選定の理由

- ① 食料品製造業や化学工業等の産業集積を活用した成長ものづくり

本地域には、パンや即席麺等の多様な食料品製造業が集積しており、54事業所数は府内の市町村で5位である。その付加価値額は、本市の全製造業比シェア32.3%を占める等、製造業では最大規模を誇る。(平成24年経済センサスー活動調査より)

加えて、本市の食料品製造業は、近年、付加価値額、従業者数、製造品出荷額等が増加傾向にあり、卸売業、運輸業、小売業等、様々な分野への波及が期待できる分野である。

個別の企業を見ても、製パンメーカーや、即席麺メーカー等、規模の大きい生産工場や全国トップシェア企業が集積していることも特徴のひとつである。

また、本市の化学工業は、付加価値額において全製造業比シェア15.1%と食料品製造業に次ぐ規模であり、その1人当たり労働生産性2,655万円は本市の製造業で最大規模を誇り、食料品製造業の労働生産性1,779万円を上回る。(平成26年工業統計調査、平成24年経済センサスー活動調査より)

本市では企業立地促進条例を平成25年に制定、その条例に基づく企業立地促進奨励金制度を運用し、製造業と卸売業(本社)を対象に、市外企業の誘致以外にも市内企業の事業所の新設・拡張を支援し、新たな事業展開や事業の拡張を積極的に支援している。

食料品製造業や化学工業等を主軸として成長ものづくりの分野で地域経済牽引事

業を促進させることは、製造業における域内外での取引の増大や雇用の拡大のみにとどまらず、その効果は多種多様な業種の企業への波及的に広がっていくことが期待される。

② 大学や学術研究機関等が有する I o T・A I、バイオ等の先端技術を活用した成長ものづくり分野

本市には、5 大学（大阪大学、大阪学院大学、関西大学、千里金蘭大学、大和大学）が立地し、人口ひとり当たりの大学数が日本で 2 番目に多く、有用な若い人材の輩出がある。

I o T・A I、バイオ等の分野において、産学連携による共同研究開発も盛んに行われており、大阪大学は民間企業との共同研究実施件数及び共同研究費受入額が全国 3 位である。（図 1 平成 27 年度 大学等における産学連携等実施状況調査より）

図 1 民間企業との共同研究にかかる個別実績

（１）民間企業との共同研究実施件数

No.	機関名	件数	区分	前年度 No.
1	東京大学	1,371		1
2	京都大学	964		3
3	大阪大学	896		2
4	東北大学	881		4
5	九州大学	653		5

（２）民間企業との共同研究費受入額
（単位：千円）

No.	機関名	受入額	区分	前年度 No.
1	東京大学	5,066,861		1
2	京都大学	4,498,025		2
3	大阪大学	3,422,394		3
4	東北大学	3,305,026		4
5	九州大学	1,920,414		5

また、大学発ベンチャー創出数においても大阪大学はトップレベルであり、全国 3 位の 77 件である。（平成 27 年度大学発ベンチャー調査より）さらに、平成 28 年 9 月に関西大学は産学官連携による共同研究、ベンチャー活動、大型開発プロジェクト、文理協働での製品開発を推進する「イノベーション創生センター」を設置し社会的研究ニーズと研究者とのマッチング強化がなされている。

図 2 大学発ベンチャー創出数(大学別)

順位	大学名	平成27年度 大学発VB数	平成26年度 大学発VB数	平成20年度 大学発VB数
1	東京大学	198	196	125
2	京都大学	96	84	64
3	大阪大学	77	77	75
4	筑波大学	73	70	76
5	早稲田大学	65	67	74
6	九州大学	63	62	55
7	東京工業大学	53	56	57
8	東北大学	50	53	57
9	北海道大学	48	43	43
10	九州工業大学	43	40	45

この他にも、大阪大学は特許における論文引用数が日本国内で 1 位であり、世界順位で見ても 31 位と高く、非常に多くの高度な研究がなされ、その研究成果が特許に

結び付いている（ネイチャー・インデックス2017 イノベーション・テーブルより）。

さらに、大阪大学はNEDOと連携し、人工知能（AI）分野の人材不足に対応するため、社会人技術者及び研究者を主な対象に、AI技術を活用した新たな事業・産業を創出する力を持つ即戦力人材を育成するための教育プログラム「AIデータフロンティアコース」を実施するために、人材育成の拠点を設置した。この取り組みにより、本市においてトップレベルのAI人材を産学官の強力な連携のもと、実践的な能力を持った即戦力人材を輩出する環境が整備されている。

関西大学においては、文部科学省戦略的研究基盤形成支援事業採択プロジェクトの採択事業であるMEMS（微小電気機械システム）技術と3D造形法を組み合わせた新しい3Dナノ・マイクロ構造物の創成法を開発し、その技術を生体模倣（バイオミメティクス）に応用する研究やコンピュータホログラフィ技術を中心として様々な分野の研究者が連携し、先進的な通信・画像処理・音響処理から応用までを総合的に推進する研究が行われている。

本市は5大学（大阪大学、大阪学院大学、関西大学、千里金蘭大学、大和大学）と連携協力に関する基本協定を締結しており、産業をはじめとする様々な分野において地域連携を積極的に推進するとともに、平成25年に吹田市産業振興条例に基づき、吹田市地元企業等共同研究開発事業補助金を制定、市内に本社を置く事業者が他の事業者や大学等と共同で行う新製品や新技術の研究開発事業を支援している。

このように企業間連携や産学連携が生まれやすい環境下において、成長ものづくりの分野で地域経済牽引事業を促進させることは、ものづくり技術の向上や新技術の確立はもちろんのこと、その効果は製造業のみにとどまらず、多種多様な業種の企業への波及効果が期待される。

③ 吹田ジャンクションや吹田貨物ターミナル駅等の交通インフラを活用した物流・卸売・小売分野

本市は名神高速道路、近畿自動車道、中国自動車道が吹田ジャンクションで結節する高速道路網を有する。

特に名神高速道路の茨木IC～吹田JCT間、平成27年平日昼間12時間交通量が82,948台、全国6位（平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査より）とトップクラスである。

平日昼間12時間交通量の上位10地点(高速自動車国道)

順位	H27交通量 (台/12h)	観測地点名	路線名
1	90,506	大東鶴見IC～東大阪北IC間	近畿自動車道
2	90,403	海老名JCT～厚木IC間	東名高速道路
3	89,838	松原JCT～松原IC間	近畿自動車道
4	87,610	横浜町田IC～海老名JCT間	東名高速道路
5	86,751	長原IC～松原JCT間	近畿自動車道
6	82,948	茨木IC～吹田JCT間	名神高速道路
7	80,165	東大阪北IC～東大阪JCT間	近畿自動車道
8	79,884	筑紫野IC～鳥栖JCT間	九州自動車道
9	78,885	湾岸市川IC～湾岸習志野IC間	東関東自動車道
10	78,704	東大阪南IC～八尾IC間	近畿自動車道

また、J R東海道本線、阪急千里線、大阪市営地下鉄御堂筋線等、6路線15の鉄道駅や、西日本の鉄道貨物輸送の物流拠点である吹田貨物ターミナル駅が所在しており、陸路において非常に優れた交通利便性を誇る。

さらに、東海道新幹線と山陽新幹線を結ぶJ R新大阪駅や国内線の基幹空港である大阪国際空港が市域から10キロメートル圏内に位置しており、大阪、京都、神戸等の関西主要都市だけでなく、東京をはじめとする国内主要都市へも素早いアクセスが可能である。

これら優れた交通インフラを背景とした、卸売業、小売業や運輸業、郵便業が集積、発展している。

本市には、12,112の事業所が立地しており、なかでも卸売業、小売業は、3,217の事業所が立地しており、全体の26.6%を占める。また従業者数も市内産業の中で最も多く、35,796人、全体の23.9%を占める。(平成26年経済センサス基礎調査より)

卸売業の平成26年の販売額は約1兆2,600億円となっており、これは大阪府内では大阪市、東大阪市に次いで第3位、全国の市区町村でも第36位という、非常に大きな販売額となっている。(平成26年商業統計調査より)

本市の運輸業、郵便業は、市内産業(電気・ガス・熱供給・水道業、金融業・保険業は除く)の中で労働生産性が最も大きく763万円であり、市の立地条件等を十分に活用し、付加価値の高いサービスを提供する事業所が集積している。

これらの基盤を十分に活かした物流分野での地域経済牽引事業の促進は、物流分野が関連する多様な業種に取引の拡大や迅速化等の効果が波及することが見込まれるとともに、物流分野の事業自体にも新たな連携や発展をもたらすものと期待される。

④ ヘルスケア産業等の集積を活用したヘルスケア分野

本市には大阪大学医学部附属病院、社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部 大阪府済生会千里病院千里救命救急センター等、多くの医療機関に恵まれたまちでもあり、市民の安全を守るため、市と各医療機関が互いに協力し、取り組みを進めている。

また、本市には、12,112の事業所が立地しており、なかでも医療・福祉は、

1, 306の事業所が立地しており、全体の10.8%を占める。その従業者数は市内産業の中では第2位の24,649人、全体の16.5%を占める。

医療・福祉は付加価値額においても市内産業の中では第2位の56,404百万円、全体の9.8%占める。(平成26年経済センサス基礎調査より)

加えて、個別企業を見ても、健康食品メーカー等、規模の大きい生産工場や全国トップシェアの企業が立地していることも特徴のひとつである。

本市の高齢化率は、市域全体としては全国の数値に比べ、まだ低いものの、一部地域ではすでに30%近くとなっている。今後、ヘルスケア産業等の分野に対するニーズは増大、多様化していくものと考えられる。ヘルスケア産業等の集積を活用したヘルスケア分野における地域経済牽引事業を促進させることで、拡大が見込まれる需要に添えていきたい。

⑤ 旭通商店街や栄通り商店会の活況な商店街・小売市場を活用した卸売・小売・サービス産業関連分野

本市には、34の商店街・小売市場があり、その加盟店舗数は951(平成28年10月現在)にのぼり、年間商品販売額は大阪府内の市町村で8位の82,694百万円である。(平成26年商業統計調査より)

吹田市旭通商店街協同組合では、大阪府の地域連携型商機能強化モデル創出事業を活用し、商店街内の個店同士のコラボ商品のアイデアを募り、地域住民等の意見を取り入れた新商品開発等の商店街全体の集客力向上に関する取り組みと各々の個店のプロモーションビデオや紹介VR映像の制作、等の魅力ある個店づくりに関する取り組みを並行して取り組むことで、商店街の活性化を図っている。このような取組により、旭通商店街の空き店舗率は6.25%となっており、全国平均13.17%(平成27年度商店街実態調査報告書より)を大きく下回っている。

また、栄通り商店会では、コンビニチェーンと協働で、2階のイートインスペースを地域コミュニティの場として、趣味やNPO、ボランティア活動等、時間予約制・無料で活用できる店舗を開店する等、全国的に見ても類を見ない独自の取組を実施している。このように本市においては、商店街を中心に組織された団体が協働して、事業、調査研究、啓発、提言並びに各種支援活動を行っており、市有地の商店街活性化に繋がる有効活用を検討したり、地域コミュニティの核機能強化等に資する施設の整備を検討したりする等、積極的な活動がなされている。

これらの活動を支援することを目的として、本市では、商店街振興の促進を基本方針に掲げた吹田市産業振興条例(平成21年4月施行)を制定しており、ソフト面からハード面までの商店街活性化事業を支援する制度を整備している。

以上を踏まえ、卸売業や小売業、飲食店等のサービス産業関連の事業者が連携して行う、商店街や市場の振興、まちづくりを地域経済牽引事業として支援していく。商店街・小売市場の担い手となる卸売・小売・サービス業は、本市全産業の34.2%をしめており、商店街・小売市場が活性化し、賑わいを取り戻すことで卸売・小売・

サービス業による本市内への経済的な波及効果が見込まれる。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を活かして、各種分野における地域経済牽引事業を促進していくためには、地域の事業者ニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備にあたっては、国の支援策等も併せて活用し、企業間連携や産学連携による共同研究開発事業、企業の新事業展開、成長分野への参入支援等の施策・事業や規制緩和等の取組みを推進する。

(2) 制度の整備に関する事項

① 吹田市成長特区税制

吹田市内の成長特区に進出し、ヘルスケア産業等に関する事業について、大阪府の成長産業事業計画の認定を受け、事業を行った場合、市税（法人市民税、固定資産税、都市計画税、事業所税）が最大ゼロとなる税優遇制度を実施。

② 企業立地促進奨励金

対象地域内（国立循環器病研究センター、大阪大学吹田キャンパス、北大阪健康医療都市（健都）の一部、江坂をはじめとする吹田市西部・南部地域）において、製造業、学術・開発研究機関、専門サービス業の事業者及び卸売業の本社が事業所の新設又は拡張を行った場合、土地、建物及び償却資産にかかる固定資産税の1/2相当額（上限額：年度あたり1億円）を奨励金として、5年度間交付する。

③ 地元企業等共同研究開発事業補助金

吹田市産業振興条例に基づき制定された、吹田市内に本社を置く事業者が他の事業者や大学等と共同で行う新製品や新技術の研究開発事業を支援する補助金事業。

【平成29年度予算10百万円】

④ 商工業団体事業活動促進補助金

商工業団体が実施する、活性化のための調査及び研究や構成員の資質向上を図る研修会、地域住民との交流を図るための催物、ホームページ開設等の媒体作成事業等を支援する補助金事業。

【平成29年度予算2.5百万円】

⑤ 商店街等商業共同施設設置事業補助金

商店街等が実施する、商業共同施設の設置又は補修を行う事業を支援する補助金事業。

【平成29年度予算1百万円】

⑥ 地方創生関係施策

平成30年度から令和5年度に、地方創生推進交付金の活用を図ることを視野に、食料品製造業、化学工業、IoT・AI、バイオ等の先端技術等に関連する成長ものづくり分野や物流分野、卸売・小売分野、ヘルスケア産業分野において、設備投資支援等による事業環境の整備、新製品・サービス開発や新規参入、販路開拓、地

域活性化プロジェクト等の支援に取り組むことを検討する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

- ① 「大阪府オープンデータサイト」において、大阪府が保有する各種データを公開し、ビジネスや身近な公共サービスへの活用に供する。
- ② 吹田市が事業者のニーズに応じて、吹田市保有の公共データを可能な限り提供する。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業環境整備の提案は、大阪府商工労働部内、吹田市都市魅力部地域経済振興室を対応窓口とする。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、庁内関係部局と連携して検討の上、適切に対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

- ① 地域経済牽引企業に対して、1年度に1回以上の訪問を行い、吹田市の施策情報の提供、地域経済牽引事業の進捗状況の確認を含む継続的なフォローアップを実施し、課題等への迅速な対応に努める。
- ② 事業承継・事業再編の重要性やそれらに対する支援などについて周知を行う。
- ③ 大阪大学、関西大学等との産学連携による共同研究開発事業を支援し、AIやIoT等の最先端技術開発の促進に取り組む。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和 元年度)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (最終 年度)
【制度の整備】							
①吹田市成長特区税制	実施						→
②企業立地促進奨励金	実施						→
③地元企業等共同研究開発事業補助金	実施						→
④商工業団体事業活動促進補助金	実施						→
⑤商店街等商業共同施設設置事業補助金	実施						→

⑥ 地方創生関係 施策	検討						→
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】							
① 公共データの 公開 利活用の促進	実施						→
② 吹田市保有の 公共データの 提供	随時 対応						→
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】							
① 事業者からの 相談窓口	随時 対応						→
【その他】							
① 地域経済牽引 企業へのフォ ロー	随時 実施						→
② 事業承継等の 重要性・支援策 の周知	実施						→
③ 共同研究開発 事業 への支援	随時 実施						→

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域が一体となって地域経済牽引事業を促進していくため、大阪大学、関西大学、吹田商工会議所、日本政策金融公庫等の地域に存在する支援機関が、それぞれの特色を活かし、その役割を十分に果たしつつ、連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。そのため、これらの関係支援機関に働きかけ、理解醸成や連携関係の構築等に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 大阪大学

地域企業と大阪大学の持つ技術シーズをマッチングさせ、産学連携を促進、共同研究開発事業につなげる。

また、NEDOとの連携により輩出される優れた人材と地域企業とを結び付け、地域企業の技術向上につなげる。

② 関西大学

産学連携センターと積極的に連携して地域企業と先端科学技術推進機構の持つ研究内容や技術シーズをマッチングさせ、産学連携を促進、共同研究開発事業につなげる。

る。

社会連携部のイノベーション創生センターによる企業共同研究、ベンチャー活動の活性化を図る。

③ 吹田商工会議所

すいた経営革新支援センターを設置し、支援員を配置、経営上の相談に応じるとともに、新規事業への挑戦についても助言を行っている。

専門性の高い相談には、商工会議所に所属する税理士等の専門家を派遣し、その解決に当たっている。

また、会員企業間の技術的な連携を促進し、産学連携に繋がるニーズと技術シーズのマッチングを図り、関係支援機関と連携して産業振興に取り組んでいる。

④ 日本政策金融公庫

設備投資等に対して、融資の面から積極的な支援を行い、地域企業の事業活動の円滑化を図る。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り生活環境や自然環境等の周辺環境に影響を与えないよう配慮するとともに、持続可能な社会構築に向けて、環境関係法令を遵守するだけでなく、事業計画の早い段階から地球温暖化対策やヒートアイランド現象対策、良好な景観の創出、環境保全、地域社会との調和などについて環境配慮取組の検討を行い、先進的で質の高い環境取組の積極的な実施するものとする。

(2) 安全な住民生活の保全

【安全な住民生活の保全】

大阪府では、「大阪府安全なまちづくり条例」及び同条例を根拠に定められた「安全防犯指針」に基づき、行政、事業者、府民が一体となった取組を行うとともに、府民それぞれが自主防犯意識の高揚を図り、「安全なまち大阪」の確立を目指し、様々な活動を推進している。

また、交通安全施策についても「大阪府交通安全実施計画」に基づき、地域の交通の安全と円滑を図る活動を推進している。

同条例及び同指針並びに同計画の趣旨に鑑み、本基本計画の実施によって、犯罪及び交通事故等を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することがないように、地域住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

I 防犯に配慮した環境の整備、管理

- (1) 道路、公園等の公共空間、事業所等の整備にあたっては、見通しが確保できるよう配慮するとともに、必要に応じて、防犯照明の整備に努めるものとする。
- (2) 夜間に、道路、公園等の公共空間、事業所敷地及びその周辺、空き地等において、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保するため、道路照明灯や防犯灯等を整備する。また、これらの場所が、地域住民に迷惑を及ぼす行為に利

用されないよう立入りの制限やパトロールを実施するなどの管理に努める。

- (3) 道路には歩道を設置し、ガードレール、歩道柵（さく）、植栽等により、歩道と車道の分離に努めるなど犯罪防止に配慮した構造、設備の整備を行う。
- (4) 地域住民や従業員、来訪者等が、事業所や駐車場等において、犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯照明の設置等防犯設備の整備に努める。
- (5) 事業所が犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯ベル、機械警備システムなど防犯設備の設置に努め、犯罪に遭いにくい環境の整備に努める。
- (6) 事業者等は各種の取組が有効で、継続的なものとなるために相互の連携に努める。

II 交通安全に配慮した環境の整備

- (1) 事業者等は、地域の交通の安全と円滑を図るため、施設の建設、道路整備等については、計画を立案する時点から警察等関係機関との十分な調整を図り、道路交通環境整備の促進に努める。
- (2) 事業者等は、違法駐車等による交通環境の悪化を防止するため、十分な駐輪・駐車スペースを確保する。

III 地域社会との連携

- (1) 事業者は、顧客に対する防犯意識の醸成を図るとともに、事業活動を通じて地域住民等が行う自主防犯ボランティア活動等に参加するほか、これらの活動に対して物品、場所等の支援を行うなど、地域における防犯活動への協力を行う。
- (2) 事業者は、事業所周辺の公共空間にも配慮した防犯灯、防犯カメラの設置等近隣事業所と連携した地域ぐるみでの防犯対策に努める。

IV 従業員・関係事業者に対する教育、指導の徹底

事業者等は、従業員・関係事業者に法令教育による遵法意識の浸透や犯罪被害に遭わないための指導を行う。また、外国人の従業員・関係事業者には、日本の法制度、習慣等についても指導を行う。

V 警察等関係機関に対する連絡・協力体制の確立

事件・事故・災害等発生時における警察等関係機関に対する連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を図る。

VI 暴力団等反社会的勢力の排除

事業者等は、暴力団等反社会的勢力を排除するため、同勢力からの接触等があった場合には、警察に即報するとともに、各種要求には絶対に応じない。

VII 不法就労の防止

事業者が外国人を雇用する際には、必ず在留カード、パスポート等により、在留資格等の確認や雇用状況の届出を確実にを行うなど、適法な就労を確保するよう事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

VIII その他

以上の項目に記載のない事項で、「安全な住民生活の保全」のために必要な事項が生じたときは、その都度、事業者及び警察等関係機関で協議の上、必要な措置をとる。

(3) その他

P D C A サイクル確立方針

本市の商工業の振興に関する事項について必要な意見又は助言を聴取するために設置している吹田市商工業振興対策協議会において、年1回、基本計画と承認事業計画に関する効果検証及び事業見直しの検討を行い、基本計画の変更等の必要な対応を行うこととする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本基本計画において、土地利用の調整は行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）